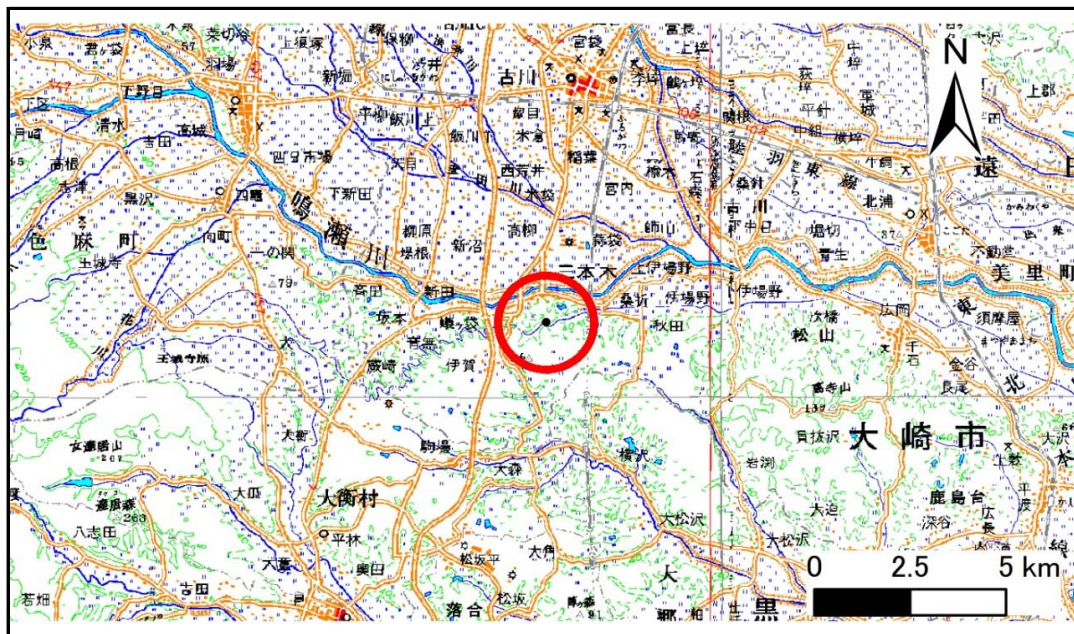


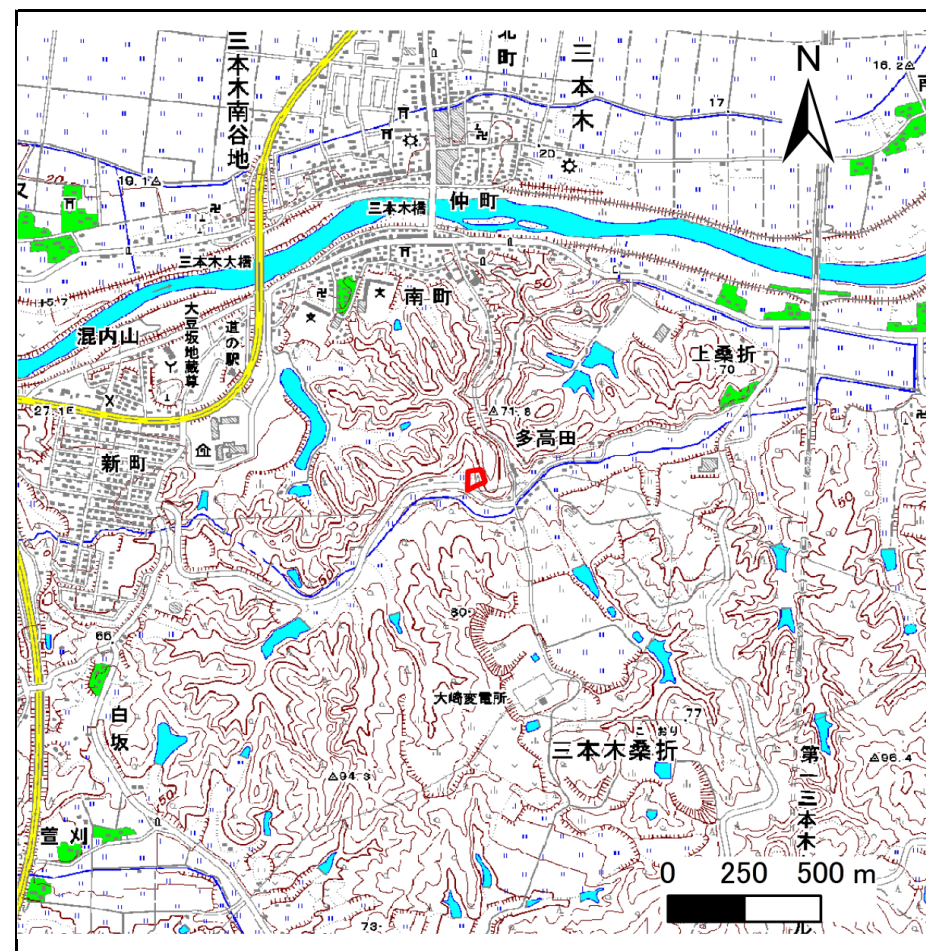
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年3月30日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1256
箇所名	藤松下の2
所在地	大崎市三本木桑折字蛇沼山
調査機関	宮城県北部土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 20000(地図画像)及び電子地形図 25000を複製したものである。(承認番号 平29情複、第878号)

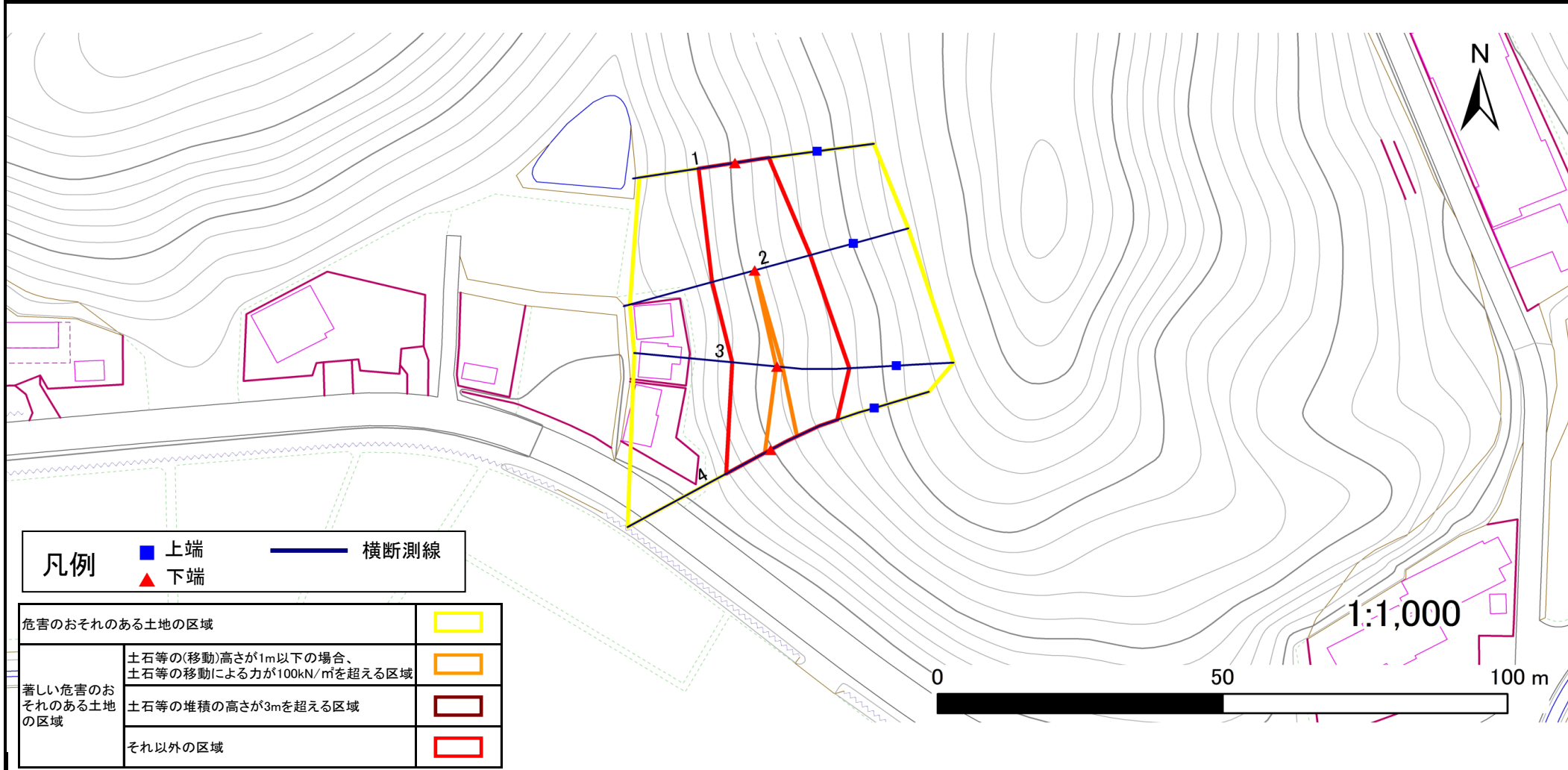
## 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年3月30日

危害のおそれのある土地の区域、著しい危害のおそれのある土地の区域の設定図

調査年度	平成28年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1256	箇所名	藤松下の2	所在地	大崎市三本木桑折字蛇沼山
---------	------	-----------	-----	-------	-----	--------------



<b>凡例</b>	■	上端	—	横断測線
	▲	下端		

危害のおそれのある土地の区域		■
著しい危害のおそれのある土地の区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域	■
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	■
	それ以外の区域	■

## 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年3月30日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1256	箇所名	藤松下の2	所在地	大崎市三本木桑折字蛇沼山
---------	------	-----------	-----	-------	-----	--------------

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	100.0	1.0	-	-	10.3	2.1
2 ~ 3	102.3	1.0	100.0	1.0	-	-	10.3	2.1
3 ~ 4	117.6	1.0	100.0	1.0	-	-	10.9	2.2
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								
~								